

請願第 1 号

令和 2 年 3 月 3 1 日受理  
(令和 2 年 4 回定例教育委員会)

教育長及び教育委員の任命に際して考慮されている学歴と主たる経歴  
の公表を求めることについて

請願者 我孫子市柴崎 1 3 番地  
鑓水 三千男

件名 教育長及び教育委員の任命に際して考慮されている学歴と主たる経歴の公表を  
求めることについて

要旨 教育長及び教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第2条第2項の規定により、人格が高潔で教育行政に学識があるものうちから、長が議会の同意を得て任命することとされているが、人格高潔はともかく、教育行政に学識を有するかどうかを判断するについて、候補者の学歴及び経歴が大きな要素とされていると漏れ聞くところである。一方、教育委員会のホームページには教育長及び教育委員の現在の社会的地位と職業等が記載されているのみで、一般の市民はこれらの者がどのような基準で選任されたのか知る方法はない。議会における同意についても、審議抜きでいきなり採決されており、同意するに至った経緯が明らかにされていない。

教育については、市民も強い関心を有している分野であり、教育委員会は執行機関としての責任も重大であるにもかかわらず、教育長及び教育委員会の構成員である教育委員はその選任過程が全く透明性を欠いている現状である。民主主義社会にあっては「よらしむべし、知らせるべからず」という状況があってはならず、こうした状況が現に存在することは極めて不都合であると考えられるので、選任基準ともいべきこれらの者の学歴及び主たる経歴の開示を求め、請願法に基づき請願するものである。

内容

1 現在の状況及び請願に至った理由

教育委員会のホームページによれば、教育長及び教育委員の社会的地位ないし職業は、以下の表のとおりである。

職名	氏名	備考
教育長	倉部 俊治	元市職員

職名	氏名	備考
委員（教育長職務代理者）	長谷川 浩子	主婦
委員	足立 俊弘	保育園園長（保護者）

委員	蒲田 知子	人権擁護委員
委員	村松 弘康	会社経営

上記のとおり、選任に際して考慮されたとされる学歴及び主たる経歴は不明であり、備考欄に記載された職業等では、教育行政に学識を有するかどうか、客観的には一般市民にはわからない状況である。

さて、令和元年3月初頭から、我孫子市立の小・中学校は、コロナウイルスの感染防止という観点から、春休みまで一斉に休校する措置が取られたが、当該措置は学校保健安全法第20条の規定により、義務教育諸学校の設置者である我孫子市（その代表者である我孫子市長）が決定したとされている。しかしながら、その経緯の詳細については、我孫子市のホームページ等に掲載されておらず、したがって、小中学校一斉休校について、教育委員会としてどのような立場から、どのように判断し、当該決定に関与したのか、そしてその後の対応をどうするのかは全く不明である。

我孫子市立小中学校の一斉休校といった措置が取られたことは、我孫子市でも前代未聞の事態であり、これまでの我孫子市教育史の中では空前絶後の事件であったと思料されることから、教育委員会としては当然に重大な関心を寄せるべき事件である。すなわち、休校措置の決定は小中学校の設置者である我孫子市（その代表者である市長）が行ったとはいえ、また、決定の場である対策会議に教育長が出席していたであろうことは容易に想像がつくところであり、当該教育長臨席の上での決定であろうが、教育委員会としては教育長や現場の学校長や教員にお任せではなく、対策委会議の決定内容の報告を受けて、急ぎ教育委員会議を開催し、学校教育に責任を負うべき執行機関として今後採るべき対策や学校現場との連携などを確認すべきものであると考える。

すなわち、学校設置者の決定は決定として、学校教育に責任を有する教育委員会として、少なくとも一斉休校の時点では我孫子市民にコロナウイルスの罹患者が未だ発生していなかったにもかかわらず、学校を休校としながら保育園や学童保育を閉鎖しない選択が合理的なのか、休校による児童生徒の学力低下の問題や規則正しい生活が確保されるのかといった問題、さらには学校給食によってしか十分な食事をとれない児童生徒がいるかいないのか、いた場合の対策はどうするのかなど、検討すべき課題は山積していたはずであって、これらの諸問題を学校現場だけに委ねるのではなく、教育委員会としてなすべきことはあるのかどうか、検討されてしかるべきである。そして検討の結果を市長に意見具申して、緊急の施策に反映させるように求めるという

のが教育委員会の役割ではないか。しかし、臨時の教育委員会議も開催されておらず、前代未聞の事態に対する教育委員会としてのリーダーシップが見えないのはどうしたことであろうか。

加えて、こうした事態に至った場合には、教育長や教育委員会事務局にお任せではなく、地方教育行政法に規定する教育委員会の法的立場ないし役割に鑑みても、教育委員会として事態の把握に努め、情報を享有するためにも、教育委員の誰からか、臨時の教育委員会議の開催が求められてしかるべきと考える。しかし、教育委員会のホームページ上ではこれらの対応がとられた様子が記載されていない。仮に、これらの対応がとられていないとすれば、請願者は、危機管理能力も含めて、学校現場に対する必要な支援を検討すべき教育委員会が現状では機能不全を起こしているのではないかと疑わざるを得ない。

以上の状況を見るとき、教育委員として選任された者に教育行政に関する学識があるといえるのかどうか、真に教育行政に関する有識者が選任されているのかどうか、大きな疑問を感ずるのである。

こうした疑問に妥当性があるとすれば、市民としては地方教育行政法に定める適格者が教育長や教育委員に選任されているかどうかを確認するために、選任基準を知りたいと思うのは当然の欲求と考える。

## 2 個人情報保護条例の壁

請願者は、知人である我孫子市議会議員から、教育長及び教育委員の選任同意に際しては、長部局から候補者の学歴と主たる経歴を提示されていると聞いており、実質的には議会における選任同意に先んじて事前に候補者の適格性についての説明があるようである。したがって、市民の代表である議員に開示できる情報であれば、その内容を市民に開示しても差し支えないと考えるが、市長部局の個人情報保護担当者は、請願者の照会に対して、「教育委員の学歴と経歴は個人情報であって、議員には開示しているが、一般住民には開示していない。その理由は、本人の同意がない以上は、公職に就くための審査項目であっても、個人情報の保護が優先されるから」旨回答している。

## 3 重くなる教育長・教育委員の責任と強くなる公的立場

仮に、教育長及び教育委員の職の公的性格について、特定個人の個人情報よりも劣後するという判断であれば、その判断は不適當である。平成26年の第186国会において地方教育行政法の一部が改正され、教育長が単に事務方のトップではなく、教育委員会を代表する特別職として議会の同意を得て長が選任することとなり、格段に権限が強化されたことに伴い、参議院においては「新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信表明等、丁寧な対応を行うこと。」という付帯決議が行われ、また、衆議院においても「教育委員会は、権限が強化される新教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックするとともに、過去の基本的な施策が住民の期待に応える結果となっているのか、取組の方法が効果的なのか、といった観点から点検・評価を行うこと。」という付帯決議が行われているのである。

このように、地方教育行政法の一部改正に伴い、教育長・教育委員会の責任は格段に重くなり、その公的立場も強化されたと評価すべきであって、そのような公的立場にもかかわらず、その選任基準ともいべきこれらの候補者の学歴や経歴が住民に知らされず、どのような選任過程を経たのかについても透明性が著しく低いという状況が適當とは到底思えない。

そもそも、教育長も教育委員も、地方教育行政法第7条の規定により①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認めるとき、②職務上の義務違反その他教育長若しくは教育委員たるに適しない非行があると認める場合にのみ罷免されるものであり、また、同法第8条に規定する解職されず、さらに同法第9条の規定に該当しなければ失職することもないのであって、極めて強固な身分保障がある。こうした強固な身分保障があるのはその職の公益性・公共性の所以であって、加えて、後述するように、教育長・教育委員として職に就くことと個人情報を優先することとは選択できるものであって、公職に就くことは義務ではない。それにもかかわらず、「公職には就きたい、学歴や経歴などの選任基準は秘匿したい」というのは公的立場に伴う責任をわきまえない単なる我儘ではないだろうか。

#### 4 我孫子市個人情報保護条例の解釈の問題点

なるほど、我孫子市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第2項第1号には

個人情報を提供できる場合として「本人の同意があるとき」との規定が置かれている。しかし、一方、保護条例第14条第3号エには実施機関の開示できる場合として「当該個人の公的地位又は立場に関する情報で、開示することが公益上必要と認められるもの」を挙げている。そうすると、我孫子市の個人情報保護担当者の条例解釈は、教育長及び教育委員の経歴と学歴を開示することは、公益上必要がないということになるか、仮に公益上の必要性が認められる場合であったとしても、個人情報保護を優先するのが条例の趣旨であると解するか、いずれかである。

このように、保護条例上は、2つの規定の衝突があり得るわけであるが、市の担当者は個人情報の保護の必要性を優先したという解釈となる。その実質的な根拠は、保護条例のいずれかの条文に明白ということではなく、保護条例の理念に照らして、ということであった。

このような理解に対しては、次のような疑義がある。

現在の保護条例の運用を前提とする限り、我孫子市長は、教育長及び教育委員としての候補者に対して、「議会での任命同意を得るため、あなたの経歴と学歴を議会議員に開示することとなりますが、よろしいですか。この場合において、提供するのは議員に対してだけで、一般市民には秘とします。」と説明したうえで、各候補者の経歴と学歴を議会に提出することの了解を得ているか、あるいは、候補者側から「議会議員には学歴や経歴を開示してもいいけれど、一般市民には秘としてほしい。」との申し出があるものと考えられる。

仮に前者であるとするならば、任命権者である市長は、議員に対しては任命候補者の学歴及び主たる経歴については知らせてもよいが、市民に対しては知らせる必要がないと考えているか、あらかじめ候補者の意思を忖度したものであるということになる。しかし、市民に知らせる必要がないということは、まさしく「よらしむべし、知らしむべからず」ということであり、これが不適當なのは言うまでもないことであり、忖度したとすれば候補者の個人情報を尊重する立場からということになるが、候補者が公職に就くべき者であってその公的立場に伴う個人情報の制限があり得ることは考えていないということになるか、教育委員会という公職に就く者の個人情報は公的なものではないという判断があったことが前提となる。

しかし、教育委員会は、執行機関多元主義により長とは別の立場から教育に関する施策を実施する責務があり、教育長及び教育委員にはそのハンドリングをゆだねられてい

るという職責に鑑み、議会議員はその適任者であることを認めて任命に同意するものである。当該同意制はかつての教育委員会法に定める教育委員選挙制に代わるものであるから、議員は市民による選挙制度が廃止されたことに伴い市民に代わって当該同意権限を行使するものであって、そうであるならば、地方公共団体を構成する者として当該地方公共団体の議員を選挙する立場にある市民が長から議員に提供される情報から遮断されることを合理化する法的根拠は存在しないというべきである。

むしろ、市民にとって教育長及び教育委員が適正な人物として任命することに同意されたかどうかを検証する（知る権利がある）ために、その経歴と学歴を開示することには公益上の必要（この公益の前提となる公的立場が法により強化に保護されていることは前述した。）があると理論構成ができるものとする。適正に教育長及び教育委員の資質能力について議会で同意されたかどうかを検証する立場からいえば、「本人同意が開示のための条件とされているから」という趣旨による個人情報保護条例の解釈は、本人の同意すなわち議員には提供してもいいけれど市民に提供することは困るという主観的な候補者の意思を公務上の要請に優先させていることになる。

しかしながら、教育長及び教育委員の選任の適正性を検証したいという市民の要望は、候補者の主観的希望よりも劣後するものなのであろうか。教育委員会の公選制は、政治的対立が教育に持ち込まれることになりかねないという理由で、換言すれば政治的中立性の確保が重要であるとの理由により昭和31年に任命制に衣替えされたものであるが、公選制から住民代表である議員による任命同意制に改変されたからといって、市民が教育委員候補者の人となりや教育に対する知見、教育に対する姿勢や理解度についての情報から遮断されてよいとは言えないはずである。依然として市民には、自分の子弟に対する教育を実施する学校を指導監督し、また成人に対する社会教育を担う教育委員会をハンドリングする教育長及び教育委員の候補者がどのような人となりなのか、換言すれば教育に対してどのような知見を有し、どのような教育観を有しているかを知る権利があるというべきである。したがって、議会議員が教育長及び教育委員の任命に際して同意するかどうかの資料として配布される学歴と経歴に係る情報を単に個人情報だからといって秘匿することは、任命同意制の趣旨からいっても極めて不適當であるとする。

現実として、教育長及び教育委員候補者の学歴及び経歴は、公職に就くための判断基準となるものであって、公職の候補者は、その選任基準を個人の主観的な処分に委ねられるべきものではなく、教育長及び教育委員は、公職の候補者としてその就任の適否を

判断するについて基準となっている情報が開示されることを受忍すべきものとする。個人情報秘匿することは私益であるが、公益による私益の制限もあり得るといふべきであつて、私益を公益に優先させる場合には、当該私益が侵害された場合に取返しのつかない不利益が当該個人情報の保有者に認められるといふ必要があるのではないか。

こうした私益を公益に優先させるべき典型的な場合として、いわゆるセンシティブ情報がある。ところで、そもそも学歴と経歴は基本的に開示が禁じられるべきセンシティブ情報なのであろうか。センシティブ情報とは、ご承知のとおり、例えば病歴や政治的な思想信条、支持する政党の名称、信ずる宗教の有無、犯罪歴、健康診断の結果などをいい、これらを原則的に非開示とすることに意義はない。しかし、学歴や経歴がこれに該当するといふ定説はないし、むしろこれに対して否定的な見解もあるのである。

そもそも、個人情報には様々な分野のものがあり、個人情報であればすべからず開示できないといふわけではない。個人情報保護制度においても、所定の必要性があれば、個人の意思にかかわらず開示すべき個人情報があることは、我孫子市の個人情報保護条例自身が認めているところである。個人情報は当該本人の同意があれば開示できるものであるが、学歴や経歴は、本人の意向に従つて（＝開示非開示を当該本人の意向に委ね、主観的な処分性を認める。）原則として開示できないセンシティブな個人情報に当たるとは思えない。センシティブ情報であれば格別、そうでない個人情報であれば、公益上の必要性があれば、個人の意思いかんにかかわらず開示できる場合があるといふ。

実際、教育委員の任命に際しての審査に資するため、議員には開示しているのであつて、これが地方自治法に定める議会の任命同意権を踏まえたものであることは明白である。

しかしながら、我孫子市議会においては、いわゆる人事案件は議会の最終日に追加議案として提案されているようであり、しかも当該人事案件は討論を省略していきなり採決されている。以下は議会の問題であつて、教育長及び教育委員候補者の問題ではないが、こうした取扱いは、我孫子市議会における任命同意制は形骸化しているといふことができる。すなわち、討論なし審議なしの採決等は、長が事前に面接して候補者の人となり面接して確認しているので、教育長及び教育委員の人となりは保障されていて人選に誤りはなく教育委員として不適當な部分はないので、議会による審査は経歴と学歴だけで充分であるといわんばかりの状況であり、議会の同意権（その行使の前提となる審査権）を行使することを事実上放棄したことに等しく、執行部提案議案の丸のみを



していることにほかならない。したがって、市民が教育委員の選任基準を承知しておく必要性は、一層高くなっているというべきであり、議会による任命同意制が機能不全を起こしているからこそ、市民は教育長及び教育委員が地方教育行政法上の要件を満たす者として適正に選任されたことを承知しておく必要があるし、市民がその子女を託している学校教育に最終的責任を有する教育長及び教育委員がどのような人となりかを、少なくとも、選任基準とされた教育長や教育委員の学歴及び経歴を知る権利があるというべきであり、その公益性は高いというべきである。

#### 4 非開示が妥当でない理由

教育長及び教育委員に候補者に選定にあたっては、上記のとおり、任命権者である長が事前に面接し、その資質能力を判断すると漏れ聞いているが、長は、議会に対し同意を求める人事案件を提案しようとする際には、これらの候補者に対し次のように説明すべきである。すなわち、「教育長及び教育委員という公職の重要性に鑑み、任命に際して議会の同意を得ることが法的要件であり、当職が候補者を選任したことの適正性を議会に説明する必要があります。しかも子女を学校に通わせている市民は学校教育のあり様に強い関心を有しているでしょうし、社会教育を受けることとなる成人の市民にとっても、社会教育施設の運営に責任を有する教育長及び教育委員にだれが就任するかは、市民にとっては大きな関心事となり得る以上、その選任基準となる経歴と学歴は一般市民にも公開すべきものと考えますが、同意いただけますか」と確認するべきものであって、これを拒否する候補者を公職の候補者として敢えて議会の同意を求めることとする積極的な理由はないと考える。

教育委員の候補者は、教育委員に就任しなければならない法的義務があるものではなく、任意の選択にかかるものであって、そうである以上その選任基準である経歴と学歴を一般の市民にも公開することを条件づけて何らの支障もないはずである。

むしろ、公職に就く以上、当該情報は開示されることを覚悟している者もいるはずである。例えば、議員などの公職にある者は、自身の学歴や経歴を積極的に公開しているのが現状であって、公選による者と任命により選任される者との間にどれほどの差があるのか。議員は選挙の際に、いかに自分が議員としての資質能力があるかを学歴や経歴をもって示そうとするのであって、教育長及び教育委員も自己の教育に関する学識を披瀝して何の支障もないはずである。そして、それが学歴や経歴として表示することに適

当であるかどうかの議論はあるとしても、現に任命同意に際して議員には示されるものである以上、それなりに社会的な意義があるものと考えてのことであろう。

そうであるとするならば、そもそも教育長及び教育委員になろうとする者がその学歴と経歴を秘とする客観的理由は何であろうか。教育委員という公職にある者が、経歴と学歴が市民に対し公開されて生ずる不都合とはなんであるか。それは想像するに、「教育長や教育委員が自己の学歴や経歴を後悔することを望んでいないから」という主観以上のものではなく、そうした主観を有する者を公職の候補者とすることはほんとに必要なのか、疑問が残る。

我孫子市にあっては、市側が当該個人が学歴や経歴を知れたくないという個人の感情に配慮したということかもしれないが、公職にある者がその任命に際して参考とされた個人情報である以上、その開示は公職に伴うやむを得ないものと認識すべきであって、その開示を回避したいならば、委員という公職に就かなければよいだけである。何故長が本人の意向を尊重しなければならないのかの合理的な理由が理解できない。選任同意の審査に際して議員に提供された個人情報を市民に提供することを拒否する者を教育委員に任命することに拘泥する必要性は全くない。我孫子市教育長及び教育委員の場合、公表することでもたらされる客観的な不利益があるのだろうか。教育長及び教育委員について、客観的かつ合理的に見て、学歴や経歴を秘としなければならない実質的な理由があるのかということである。

そして、万一、そうした理由が認められ、教育長や教育委員が学歴や経歴を公表されては困るというのであれば、通常は候補者の差し替えを行うのではないか。教育長や教育委員に余人を持って代えがたいという候補者がいるとは思えない。当該候補者以上の学歴や経歴を有する者ないし教育に関する資質能力を有する者はほかにもいるのではないだろうか。

また、議会議員には学歴と経歴を開示してもよいが、一般市民に対しては開示できないとする理由が判然としない。議員はOKであるが、市民はダメという理由に合理性があるかどうかということである。その理由は、「不特定多数の者に対して、学歴や経歴を開示したくない」という優れて主観的な理由によるものとしか考えられないのである。

候補者の学歴や経歴が公開されないのは、これらの者の「開示したくないから」という主観的なものによるのであれば、しかも、理由はともかく保護条例は主観に基づくものであっても個人情報を最優先で保護する制度であり、公益の視点は全く顧慮しないと

いうならば、保護条例第14条第3号エは全く無意味な条項ということとなる。何のために当該規定があるのか。それは、個人情報の保護よりも公益が優先することもあり得るということであろう。

そもそも、教育委員の候補者が全員経歴と学歴の議員への公開を異議なく承知しているとするならば、あらかじめ長が市民に対しても議員と同様に候補者の学歴と経歴に係る情報は開示するといった場合に、これを拒否する者がいるのであろうか。

言い換えれば、少なくとも議会に対しては学歴と経歴の提供はやむを得ないが、これを一般の市民にまで拡大することは拒否するという積極的な意思を表明する者がいるのであろうか。仮にいとすれば、それはなぜであろうか。公職の候補者がその地位に就く際に基準となる情報を開示されて失う利益とは何なのであろうか。そして、教育委員という公職には就きたいけれど、学歴と経歴は明らかにしたくないというのは保護に値する私益なのであろうか。公職に伴うものであっても、その開示を受忍できないという程度に重要な利益なのであろうか。当該情報は、公職に就くための実質的な選任基準となっている情報なのである。そもそも公人のプライバシー権は制限される傾向にあるのは、もはや一般的な理解と考える。

これらの疑問があるにもかかわらず、公職の候補者の選任基準に係る情報を開示しないという決定をするのであれば、条例で定める「個人情報の保護の必要性」が公職に伴う開示の公益性に当然に優越するという理論的根拠が必要であって、条例が一般的に個人情報の保護に最も高い価値においているという理念だけでは足りず、実質的な利益衡量が行われるべきと考える。

そもそも教育委員という公職に就く場合に候補者の学歴や経歴が議員に提示されるのは、議会が任命同意権限を有し、議会議員の審査に必要であるからである。しかし、市民は議会議員を選挙する際に当該当選者に白紙委任状を与えたものではなく、その権限行使に対して選挙民は依然として次回選挙の参考にするためにも、当該議員の活動に対してチェックすべき権限があると考ええる。議員は市民の代表ではあるが、白紙委任したわけではない。すなわち、議員は住民の代表ではあるが、市民は選挙時に公職就任同意権限の行使を市民に対する情報が開示されない中で議員に専権的に同意することまで委任して選挙したわけではないということである。議員は法で定まった権限行使は適正に行うであろうとの前提で選挙したものである。したがって、議員がその同意権限を適正に行使していなければ、そのことに対して当該議員に対して異議申し立てをするのは住

民の選挙権の一部を構成する権利であると解する。すなわち、市民は選挙した市議会議員に対し、教育委員の選任同意をするについて、なにゆえ当該候補者を教育委員として適切であると判断したのかと問いただすことができる立場にあると考える。こうした市民の立場は理念的には、有権者として、あるいは地方公共団体の構成員としての公的な立場によるものというべきである。

制度の趣旨からいえば、長が行う教育委員任命の適正性を担保するために議員の任命同意権が行使されるべきであり、その判断材料として経歴と学歴が提供されるものである。したがって、教育という住民にとっても関心の高い業務のハンドリングを行おうとする委員の適性判断に資する個人情報、地方公共団体の構成員でもある住民にも開示すべきであり、議員が当該情報を独占してよい法的根拠があるわけではない。

教育委員会任命制は、教育委員会制度の採用後、教育委員の選挙制は教育という政治的中立を求められる分野に党派性を持ち込むこととなって不適當である旨の指摘があつて、これに代わる制度として議会の任命同意制が採用されたという経緯があることは上記のとおりである。その制度設計思想から言えば、議会議員は住民による選挙に代わつて、任命同意制により教育委員の選任について審査をし、その適正を判断するという立場にあるというべきである。

## 5 保護条例上の解釈変更の必要性

個人情報保護担当者が「我孫子市個人情報保護条例により候補者が経歴及び学歴は議員以外の者への提供に同意していないためであり、教育委員という公職に就くという公務性を伴う事項であっても、個人情報の保護が優先するから」という趣旨で説明したことは上記のとおりである。

それならば、教育長及び教育委員に就任する条件として、学歴及び経歴の開示についてあらかじめ同意を得ておけばよいということになる。そして、開示を拒否した場合には、別の候補者を探せばよいだけではないか。

しかし、保護条例上は、本人同意を得るまでもなく、例え個人情報であっても、一定の目的や公益上の理由があれば、個人情報といえども開示できることとなっている。現に保護条例第14条第3号は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を掲げており、一定の公益目的があれば、個人情報の開示を認めているではないか。

個人情報を開示できる場合に一定の公益目的の存在を挙げておきながら、同号エの場合には当然に個人情報保護を優先させるとする解釈に合理性があるのか。仮に合理性があるとすれば、同号ウの場合にも公益目的による開示可能性に言及していきながら「やっぱり、個人情報の保護の必要性が高いから、同号ウの場合にも開示しません」とするのだろうか。それならば、公益目的の開示も一切しないというのが論理的に一貫するというべきである。

結局公益目的の開示が可能とされる場合には、個人情報保護の必要性は後退するというべきであり、だから原則非開示に対して公益目的での開示という例外規定が生きてくるのである。そして、公益目的による例外的な開示を行う場合が、教育長及び教育委員会の任命の場合であるというべきである。

議会の議員に対する措置と住民に対する措置とが異なる理由は、保護条例上も合理的な説明ができないものであって、本人の同意がないために一般市民に開示できないとの説明は、保護条例の構成上も適当ではなく、教育委員という公職に就く者の学歴や経歴は、制度設計上そもそも本人の同意がなければ開示できないとは思えない。

請願者は、教育委員という公職に就く以上は、しかもその公職の重要さに鑑みれば、その審査項目とされる個人情報については、開示されることは受忍すべきものであって、そこに個人の同意を求める必要はないと考えている。いわゆるセンシティブ情報とは異なり、絶対的に開示できない情報とは異なり、当該個人のつくべき社会的地位ないし公共的な役割を踏まえて、相対的に開示されるべき情報があるのではないか。その適否は、公益と私益とのバランスによって考えられるべき事項であり、保護条例第14条第3号エに規定する開示義務はそのように解釈すべきではないか。

そもそも、教育委員という公職は、就任が当該候補者である住民の義務ではないのであって、特に、住民の関心の程度が高い公職や住民の子弟の権利（学習権）に係る業務を遂行する重要な公職の場合、請願者は、職の適正を判断するために求められる個人情報であれば、高度な公益性が認められる分野であることから、保護条例による保護が働かないという分野があるのではないかと考えている。換言すれば、公的地位に就く場合の審査項目の開示は個人情報の保護に優越する分野であり、すべての個人情報の保護が最優先であるとする解釈には同意できない。すなわち、市の個人情報担当者の解釈は、公益上の要請よりも本人の同意を優先させるべきであり、そこに例外はないというものであるが、公益よりも個人情報を優先させるべきとの明白な規定はないばかりか、かえ

ってそのように解釈すれば保護条例第14条第3号エを規定した異議が没却されるというべきである。

請願者は、公的地位の重要性に鑑み、しかも任命同意制を採用している公的地位であることに鑑み、しかも必ずしも後述するセンシティブ情報でない以上、個人による処分性は認められず、経歴と学齢については公益を優先する旨の解釈が成立する余地があると考えらる。

要するに、あらゆる個人情報本人の処分性に委ねられ、すべて非開示扱いされるところは条例の解釈もそのようにしなければならない論理的必然性はなく、運用としても不相当である。特定の公務に就く場合に、その当否が判断されるための資料として選択された個人情報であれば、広く住民に開示されるべきであり、これを特定職域の者（議会議員）に限定する論理的な根拠は存在しないということである。

そもそも、個人情報には様々な分野のものがあるのであって、例えば病歴や政治的な思想信条、支持する政党の名称、信ずる宗教の有無、犯罪歴、健康診断の結果などのいわゆるセンシティブ情報が基本的に不開示情報を構成することは理解できるが、公職に適するかどうかの審査に必要な個人情報を開示の前提とせず、本人の選択にゆだねるという運用が保護条例上合理的とは思えないということである。

## 6 候補者の意向を踏まえた運用

このように、あくまでも開示を求める公益があり得ると判断される場合には、本人の合意の有無にかかわらず、開示されるべきとは考えるが、この場合であっても、教育長及び教育委員に就任する場合の基準となる学歴と経歴に係る情報は、あくまでも秘とすることが当該個人の意向であれば、公職に就くかどうかを本人の選択に委ねればよいだけのことである。すなわち、公職に就くかどうかは、本人による自由な選択が認められるのである。

すなわち、既に述べたように教育委員への就任は候補者となった市民の法的義務ではなく、本人の同意が前提とされている。候補者は、個人情報を保護すべきか、公職に就くことを選択するかを自由に判断できるのである。あくまでも、教育委員として適任かどうかの判断に際して、経歴と学歴の状況が審査項目とされるのであって、その場合には、当該公務の公益性に鑑み、審査項目は開示されるものとする制度設計にすれば、個人情報を最優先で保護したいと希望する者は、就任の条件としての学歴や経歴の開示を

拒否できるということである。個人情報保護を優先的に求める者にはそのような選択肢を用意すればよいし、公職と個人情報保護とは選択可能なものであって、その意味では個人の利益の保護を優先させることは可能である。教育委員の候補者は、余人を持って代えがたいという評価で行われるものではなく、長の裁量によっていかようにも選任できるものである。そうであれば、公職よりも個人情報を優先させる者を委員として選任しなければならない特段の事情があれば格別、そうでなければ経歴や学歴を開示することに反対しない者を選任すれば足りるのではないか。

公職の候補者が個人情報の保護を優先したいというのならば、当該公職に就くことを拒否する自由は当該市民に認められているものである。

そもそも、教育長や教育委員を任命する場合には、要するに一定程度の資質能力があれば、だれでもよいのであって、余人を持って代えがたいとする特定の人物を前提にすることは通常あり得ない。この人でなければ絶対に我孫子市の教育は担えない、という場合はないのであって、そのことは任期を定めていることでも明らかなおお、任期満了すれば、更新もあり得るが、交代もあり得るのであって、一定の教育的な知見を有する者であれば、特定個人に拘泥しないというのが基本的な考え方であるというのが実務の運営である。

したがって、候補者が自己のプライバシーの保護を公職の有する公益性よりも優先させたいというのであれば、長は当該者を無理やり教育委員に任命する必要はないのであって、公職に就く際の条件として、「審査項目に係る個人情報は開示するので、それに同意するならば委員の候補者とする」という運用を行うことは可能であるはずである。

もちろん請願者は、個人情報の内容にかかわらず常に公益優先とは考えていないのであって、その個人情報の内容によっては、公益とのバランスを考え、本人の意思に関係なく、開示すべき場合があると考えているということである。当該個人情報の個人による処分性にも一定の制約を認めてよい場合があるのであって、その典型が、教育委員を任命同意の際に議員に提供された当該本人の経歴や学歴であり、少なくとも選任同意の際の基準となったものであれば、当該任命についても民主主義の本旨に従い、市民による検証に耐えられるように運用されるべきである。

繰り返し強調するが、審査事項としての経歴や学歴の開示を拒否するのであれば、任命権者は当該者を候補者にしないことは当然許容されるのであって、当該候補者にはこうした条件が示されて、公職に就くことを同意するかしないかの選択が許される以上、

当該審査項目の開示を拒否したいのであれば、当該公職に就くことを拝辞すればよいだけのことである。

そもそも、公職に就こうとする者であれば、その選任の審査に必要とされる内容の個人情報については、その開示は受忍すべきである。なぜならば、教育委員も公権力を行使用するのであって、その立場にある者がその公権力の行使を受ける立場の住民からいえば、委員の適格性を問題視する住民に対しその適格性の判断資料とされた学歴や経歴を秘としたいと委員が主張して説得力があるだろうか。公権力を行使用する者はその資質についても市民の評価にさらされるべきなのではないかと思う。公人には、市民から批判されることを受忍する責任が伴うというべきである。

ところで、市は、保護条例の運用上、教育委員の任命事務に関し、審査項目である学歴と経歴を市民に公開することで、教育委員の任命事務に支障が出るという認識なのだろうか。すなわち、かつて市において、当該個人の資質能力からみてどうしても教育長及び教育委員に任命したい者がいて、その者が議会議員以外の一般住民に経歴や学歴を開示することに頑強に抵抗した結果、当該者を任命できないこととした場合、我孫子市の教育行政にとって大きな損失となったと判断した事例があるのであるだろうか。

しかしながら、市長が教育委員候補者に面接しての適正判断は、任命権者としての自由心証に基づくものであり、その選任は自由裁量の一環であるが、その基準が恣意的であることまで認容されるべきとは思えない。建前からすれば、教育長や教育委員は教育に係る識見豊かな者こそが選任されるはずであるから、特定の学歴や経歴に該当すれば直ちに任命の候補者になるというわけでないことは容易に理解することができる。

だから、議会による任命同意に際しては、候補者が職にふさわしい知見や学識があるかどうかを審議してその上で同意するかどうかを決定するというのが制度設計であったはずである。したがって、学歴な経歴は判断材料の一部としての意義は有するものの、本来は候補者を審尋してその適否を判断しなければならなかったのである。

しかし、長による任命が恣意的なものとならないための法的担保として議会における任命同意制があるけれども、現実問題として議会における審尋や審議はなく、単に採決するだけの取り扱いになっている以上、制度設計を顧みない不適切な対応ということになる。しかし、議会がそうした不適切な対応をするのであればなおのこと、長も二元代表制の一部として市民に対しても教育長及び教育委員の選任過程の透明性を説明すべき政治的な責任があるというべきであって、事実上の選任基準として、学歴と主たる経歴



を議員に示すのであれば、市民に対しても同様の措置をとるべきものとする。

教育委員会としては、任命同意議案は長が提出するものであるから、議会に対する対応は権限の範囲外ということになるのであろうが、選任された場合の学歴と経歴の公表自体は、教育委員会の裁量により実施できるはずであり、教育委員会において議論の上、公表願いたい。

以上、請願する。

令和2年4月1日

我孫子市教育長 倉部 俊治 様

